

成立期の中世都市コムニオン運動(上)

— 主として北フランスの場合 —

守 山 記 生 *

Le mouvement communal des villes du Moyen Âge à l'époque de la naissance — spécialement en France du Nord — (1)

Norio MORIYAMA

はじめに

この小論は、主として北フランスにおける成立期(1070年～1180年)¹⁾の都市コムニオン運動を次の三点にわたって取り上げ、一応の総括としたい。

先ず、成立過程における諸特徴のあらましと若干のその問題点を一瞥する。つぎに、12世紀はじめまでの個別都市の成立状況を年代順に検討し、全体的な特徴を理解する素材としたい。取り扱う個別都市はル・マン Le Mans, カンブレー Cambrai, サン・カンタン Saint - Quentin, ボーヴェ Beauvais, ノアイヨン Noyon, ラン Laon, アミアン Amiens, ヴァランシエンヌ Valenciennes の八都市である。最後に、成立期の都市コムニオンの全体的な特徴をつかむ一環として、都市コムニオン運動の展開と既存の諸権力(教会, 世俗領主, 国王)との関係を検討する。

なお、中世都市コムニオンの形成について総括的に論じるには、ライン都市や存否については論争があるがフランドル都市などの成立過程と比較検討してみる必要がある。今後の課題としたい。

(I) 中世都市コムニオンの成立過程における諸特徴 — あらましとその問題点

この章では、はじめにで前述した1070年設立のル・マンのコムニオン運動からはじめて1114年のヴァランシエンヌのコムニオンにいたるまでの成立期のはじめ、即ち、主として12世紀初頭までに行われた八都市のコムニオン運動でみられる諸特徴と若干の問題点を大雑把にあらかじめ考えておきたいと思う。

まず原因についてであるが、11・12世紀の都市・農村を問わない経済的發展を基盤とする社会的諸矛盾に都市コムニオン運動のその原因が認められると考えたい。やゝ具体的にその脈絡を考えれば、市民の経済的上昇があったにもかかわらず、主として国王権力であるが、一応都市領主の次元までふくめた公権力の弱体・混乱がまだ見られ、掠奪、恣意的な裁判・課税が横行し、市民自らがコムニオンを組織してこの状況にたちむかう必要が

* 史学研究室(昭和63年9月30日受理)

あったのである。これらの例は、ル・マン、カンブレー、ランのそれに明確に見てとれる。なお、中世都市成立原因の経済的基礎についてはピレンヌ・テーゼ——「商人定住地説」——は再検討を要するのではないか。即ち、北フランスについては概して漸次に発展したローカル商業の結節点としての都市の成立を重要視すべきではないかという問題点が指摘される。

つぎに、コミュニティ運動の構成について考えてみたい。コミュニティ運動の構成の主体は、ル・マン、カンブレー、1128年のランでは *civitas* の住民 *cives* であり、サン・カンタン、ノアイヨン、反乱コミュニティのラン、アミアン、ヴァランシエンヌでは *burgenses* (*bourgeois*) である。また、ボーヴェでは *universi homines* で組織され、1111年頃段階のランでは *populum* という用語も現われる。成立期のコミュニティ運動の指導者は多様で、例えばカンブレーでは織物業で利益をあげた富裕な商人である一方、かなり大規模な土地所有者でもないかとも考えられ、問題点として都市貴族の実態の究明が必要とされる。また、ランの反乱コミュニティ運動の指導者は身分的に領主に隷属している役人がなっている。コミュニティの構成員は、ボーヴェでみられるごとく、キヴィタスとスプウルビウムの住民が参加するのが一応の原則であり、1136年の記述によるソアソン Soissons²⁾、サンリス Senlis³⁾でも然りである。なお、コミュニティへの加入条件は1151年頃のサン・カンタンで見るとかなり開放的である⁴⁾。また、コミュニティ構成員になる前後の法身分は不詳なことが多い。更に、ピレンヌなどによって従来から言われてきたように構成員のなかでスプウルビウム（フォブル）の住民を重視しキヴィタスとの地誌的・法的二元構造を考えてきたわけだが、例えばランの場合のようにコミュニティ期においてもむしろキヴィタスの住民を重視すべきであるケースもあり、この点についてはコミュニティ成立期における個々の都市の検討が必要であると思われる。つぎに、コミュニティ構成員である市民の経済的存在形態であるが、後述するコミュニティの目的との関係で注目したい。先ず、ノアイヨンは農業的な色彩が強く、サン・カンタンのような産業都市でもコミュニティ市民は囲壁外に耕作する土地を持っており、そこへ出かける年二度の長期の外出許可を得ており半農業的である。ボーヴェやランはローカル市場の中心であったと考えられ、カンブレーはフランドル型にやゝ近い。上述したことから注目されるのは、北フランスにおいてはコミュニティ運動は農村地方にもひろがったのであり、ラン地方の4村落連合コミュニティなどが注目される。また、解放（慣習法）特許状を与えられたヴィル・ヌーヴ *ville neuve* で、もはや成立期ではないがなかでも広汎にひろがったポーモン・タン・ナルゴンヌの法（1182年）にみられる村落自治体の制度は、あきらかに「都市コミュニティの法の感化」（リマリニエ）を受けているといわれる⁵⁾。最後に、コミュニティ構成員と既存権力との関係については後述するが、若干ふれておきたい。即ち、聖職者、貴族・騎士はコミュニティ維持の誓約 *serment* に参加したのであり、従って地域的協定 *pacte régional* としての性格をもち、このような例はル・マン、サン・カンタン、1111年頃段階のランにおいて見られる。しかし、時がたつにつれて、聖職者、貴族・騎士はもはや誓約は求められず同意・助言を与えるだけに後退し（ノアイヨン、ヴァランシエンヌ、1128年段階のラン）、ついには1151年頃のサン・カンタンで推測されるように離脱してしまっただけのように思われるが、このようなことが一般的に言えるのかどうか問題は残ると言わざるをえない。

今度は、コミュニティ運動の目的についてふれたい⁶⁾。これについては、市民による都市の平和の獲得をめざしたと考えたい。そのためにコミュニティ団体を体现する誓約団体を結成し、領主にその公認をせまったのである。ル・マン、カンブレー、ボーヴェ、1111年頃段

階のラン、アミアンでは *conjuratio* であり、ル・マン、カンブレーでは *conspiratio* とも称され、ル・マン、カンブレー、サン・カンタン、ボーヴェ、ノアイヨン、1111年頃段階および反乱コミュニンのラン、アミアンではすべて *communia* (語尾変化をして *communio* など⁷⁾) と言われ、1128年段階のランでは *institutio pacis*、ヴァランシエンヌで単に *pax* とも呼ばれた。しかし、コミュニン市民の求めた都市の平和は漠然とした抽象的なそれではなく、具体的な限定された平和であった。その内容について若干述べると、まず求めた平和の根底には慣習 *consuetudines* の維持があり、ル・マン、サン・カンタン、ボーヴェ、ノアイヨンでみられ、ヴァランシエンヌではその慣習の成文法化を求めている。この慣習の維持を基盤として、つぎに恣意的な領主課税 *exactio* の廃止を求めた (ル・マン、ランで見られる)。それからつきすすんで1128年段階のランのコミュニンなどでみられる人頭税 *chevage* の軽減、同じくランなどでみられる死亡税 *mainmorte* の廃止が果され、結婚税 *formariage* の廃止も求められた。これらは構成のところで前述した主として市民の経済的存在形態の当然の帰結であったと言わねばならないであろう。更に、また慣習の維持が土台になって、恣意的な裁判の禁止が求められ、カンブレー、ラン、1151年頃のサン・カンタンの例でこれらは認められる。最後に、市民軍による都市防衛も目的として求められ、ル・マン、カンブレー、反乱コミュニンのラン、アミアン、1151年頃のサン・カンタンの諸例があげられる。目的との関係で注目される都市自治(自由)の問題であるが、1128年段階のランのような *major* と *jurati* によるコミュニン裁判、1135年頃のノアイヨンでみられる *major* の出現、1151年頃のサン・カンタンでみられる非常に包括的になったコミュニン裁判権、それに成立期当初の都市コミュニン運動で顕微にみとめられるコミュニン軍による自衛などによって果されたが、全体として都市自治(自由)の問題は成立期当初ではプリミティブであったのではないかと言わざるを得ない⁸⁾。

最後に、成立期中世都市コミュニン運動と既存権力との関係をみておきたい。この点については、次回(Ⅲ)中世都市コミュニン運動の展開でかなり詳しく後述する予定であるが、あらかじめ若干ふれておきたい。成立期当初のコミュニンと既存権力との関係で地域的協定としての性格をもっていたことは構成のところで前述したとおりである。まず、教会との関係であるが、成立期当初そのものでは司教がコミュニン結成のイニシャティブを取っていたりして、ル・マンやノアイヨンでは都市コミュニンには違いないのだが一面では教会団体的性格 *caractère ecclésiastique* をも併せ持っているように思われる。また、コミュニン運動を司教が支持している例もあり、ボーヴェや一時的に高額の金銭で買収され嫌々であるラン、アミアンでみられる。更に、ル・マンやサン・カンタン、1111年頃段階のランでみるように聖職者がコミュニン維持の誓約をしており、ヴァランシエンヌでは同意するにとどまっている。しかしながら、時がたつてて都市コミュニン運動は教会側とぶつかるようになるのも確かであり、教会側とどうしてぶつかったか、その時期・程度はなど確定出来にくい問題が指摘されるが、これらの問題については後の(Ⅲ)で検討してみたい。つぎに国王とコミュニン運動との関係についてであるが、その関係は時期を分けて考え、まずは都市コミュニンの発展として把握すべきではなからうか。そのさい、コミュニン特許状の考察が必要となる。カペー朝の国王とコミュニンとの関係を三段階に分けて考えてみることはリュシュールにならってはじめにのところで注記したのだが、成立期ではルイ6世期、ルイ7世期の動向を検討することが重要である。筆者は後に、ノアイヨン、ラン、アミアンなどでそのことを若干考えるであろう。その場合国王がコミュニン運動に介入することによって、市民のイニシャティブがどうなったか、国王側の対応、

地域的協定としての性格の後退、教会団体的特徴の後退については教会側と敵対関係になっていくことなどを検討する必要がある。最後に、世俗領主（諸侯）と都市コミュニティ運動との関係である。筆者はすでにヴェルマンドア Vermandois 伯のサン・カンタンについてみてきたのであるが、例えば、ポンテュー Ponthieu 伯諸都市、なかでも伯ギヨーム・タルバス Guillaume Talevas（1103～26）がアブヴィル Abbeville に許可したコミュニティなど少しは考えねばならないであろう。またフランドル Flandre 伯諸都市の動向も重要であり、伯シャルル・ル・ボン殺害（1127年の政変）後の市民の抬頭とフランドル伯との関係、特にすでに12世紀の初頭において市民の意向を認めなければ次期の伯政権が安定しない程の市民勢力の高揚がフランドル地方ではみられたのである。しかしながら、この点については、都市コミュニティの存否については論争があるが、フランドル都市の動向として今後の課題としたい。

（Ⅱ）個別都市の成立状況

成立年代の古い順から検討することにして、ル・マン、カンブレ、サン・カンタンとおよびラン（1128年段階は除く）についてはすでに拙稿・拙訳⁹⁾があり、それらを参照されたい。従って、成立年代4番目のボーヴェからかなり詳述したいと思うが、ル・マン、カンブレ、サン・カンタンの成立状況についても出来るだけごく簡単に要約しておきたい。

① ル・マンのコミュニティ

コミュニティ前史についてはほとんど省略する¹⁰⁾。まず、経過からであるが、1062年又は1063年にル・マン人は反乱をおこし、1069年にも再び反乱をおこしている。しかし、これらの反乱は、主に有力領主などの反ギヨーム（ノルマンディ公）闘争であったのではなかろうかと思う。しかしながら、1070年になって、ル・マン市民 *cives* はコミュニティ運動をついにおこした。この運動については、事件の約60年後に作成された『ル・マン司教伝』によって知られる。ギヨームはイギリス征服事業が一段落ついた1072年に、強権によってこのコミュニティを破棄させた。ただし、ギヨームはこの都市の古い慣習にして法 *antiquas ejusdem civitates consuetudines atque justitia* の保証を約した。

つぎに原因についてであるが、ル・マンのコミュニティ運動の遠因には、ギヨームのメーヌ伯領支配をめぐる政争があり、この闘争がル・マン地方支配にもたらした混乱・危機が考えられる。そして、直接的原因としては、コミュニティ運動勃発当時、実質上の支配者になったジョフロア・ド・マヤヌの市民に対する圧迫、特に恣意的な課税であった。更に、ユグ・ド・シレのコミュニティ敵対行為もコミュニティ成立後であるが原因の一つにあげられるであろう。

最後に、特徴に移りたい。先ず、ル・マンのコミュニティは最初のそれ *communio*, *conspiratio*, *conjuratio* であること。運動の主導権は初期には市民にあり、ユグ・ド・シレの討伐の決定もまず市民が行なったのだが、討伐軍結成後の主導権は司教アルノーにある。従って、フェルメースによれば、都市コミュニティと教区コミュニティの混合的性格をもつ¹¹⁾といわれる。このコミュニティ運動の目標については、市民に対する圧迫、特に恣意的な課税を排除することが第一目標であった。そのために課税の限定、慣習の履行をコミュニティ市民は求めたのである。

② カンブレのコミュニティ

カンブレの主にコミュニティ前史¹²⁾、特に10世紀半ばまでの司教、伯、民衆の動向につい

ては割愛する。10世紀半ばからコミュン期までについて、まず司教と伯の関係であるが、948年、司教 Fulbert (934~56) はオットー1世の援助で特許状を受け、シテ内の伯権 *comitatus* を獲得するに至った。その後、司教は多難な政治状況乗り越えて支配の拡大・強化をはかった。一方、商人・手工業者も抬頭し、いよいよコミュン期をむかえる。コミュン史については商人勢力の増大が根底にあり、11世紀半ば頃に *Euremarum*, *Geraldum*, *Wibertus*, *Fulbertum* などの富裕な商人の存在がみられ、なかでも *Erkboldus* なる人物は商人定住区の長と言われ、1064年のサン・セピュルクル教会の設立に寄進し、*judex civitatis et minister* と称されている。そして商人定住区が確立され、特に1051~76年に設立されたサン・ニコラス教会を軸にして、大市場、市庁舎、屠殺場、毛織物取引所、ベフロア *beffroi* が集中し、かってフォブールであった地区がいまや中心となりつつあった。1077年、ついに市民は史料となる『カンブレー司教伝¹³⁾』によると、「軽率なカンブレー市民 *cives Cameraci* はたえまなく秘かな話題としていたコンスピラティオ *conspiratio* とながらく憧れていたコンムニア *communiam* の結成を誓約した。特に成立したコンジュラティオ *conjuratio* が公認されるまで、帰任せんとする司教のカンブレー入市を全員で拒絶するという誓約のもとに、彼らは相互に団結した¹⁴⁾。」といわれるコミュン運動をおこした。

先ず、経過であるが、新司教ジェラルド2世は叙任される時に混乱・つまずきがあり1077年の秋、Autunの司教会議でやっと承認された。そして城主 *Hugues d'Oisy* の圧政と司教ジェラルド2世による城主の復帰がみられ、市民の反感をかかった。しかし、司教ジェラルドは城主との和解後一時的に安定した情勢を利用して皇帝のもとに行かんとしたとき、まさにコミュン運動(反乱)は勃発したのである。

つぎに原因については、前述したようにその基盤として商人勢力の増大があげられる。更に城主の圧政と新司教による城主の復位も原因の一つになるであろう。そして、聖職叙任権闘争下の司教支配の混乱・動揺が最後に考えられ、司教は、帝権と教皇権の間を右往左往して、二番目の原因とかさなると、市民に司教は頼りにならず、市民の求める平和を無視し確保せずと思わしめた。原因として更につけ加えれば、*Ramhirdus* の弾劾、反乱時の伯 *Baudouin de Mons* 軍の武力的威嚇もますます市民を硬化させたと思われる。

特徴としては、『カンブレー司教伝』に書かれているように、「市民の思い上りをくじき彼らの世俗的な(神聖でない)コミュンをやぶるために」*ad arcendam civium superbiam et ad delendam eorum profanam communiam*¹⁵⁾、司教は *Mons* 軍に援助を求めたという一節から、カンブレーのコミュンは、教区コミュンには属さない典型的な都市タイプのコミュンのはじめであることがあげられる。それから人民軍としての性格も注目されるし、北フランスの都市コミュン運動の発起点となったのもその特徴の一つに考えられるであろう。12世紀のはじめには第二次コミュン運動がおこりコミュンが今度はいわば平和裡に復活し、1107年にいたって皇帝ハインリヒ5世の強圧によってコミュンは破棄された。

③ サン・カンタンのコミュン

サン・カンタンはすでにローマ帝政末期に *Augusta Veromanduorum* と称され、中世に入って最初の伝道者聖カンタンの教会を核としその周囲に発展を示す一方、ヴェルマンドア伯の拠点都市としての位置も占めてきた。

1080年か1081年頃成立した最初のコミュンの成立状況はよくわかっていない。ただ、1151年頃サン・カンタン市民自体が *Eu* 市民に書き送った民衆史料である「サン・カン

タンのコミュニティ証書」（以下、単に「証書」と呼ぶ）の序言によれば、「サン・カンタンのコミュニティ証書は最初から存在する。市民 bourgeois と同じように、サン・カンタンの騎士と聖職者は、彼らの聖職者としての身分は損わないで、伯エルベール Herbert とその妻の許可によって、めいめいのコミュニティの人々の誓約によって、神と聖カンタンに対する忠義を損わないで、又同時に伯と伯夫人の権利を損わないで、それを固く保持することを誓った」とある。

つぎに、1151年頃の「証書」の段階では成立期当初とは違った発展を示している。コミュニティ裁判権は非常に包括的になっており、伯、貴族・騎士への対抗もとても積極的な姿勢がみられる。そして、もはや成立期ではないが、1195年、フィリップ・オーギュストによって与えられた特許状では、「証書」ほどの諸特権は10ヶ条ほどしか共通するにすぎないが、しかし、当時としてはかなり大幅な自治内容を持っていた。

④ ボーヴェのコミュニティ

このコミュニティ運動¹⁶⁾から以後は出来ればかなり詳述したいと思う。

(a) 前史

ボーヴェのその名声・発展は中世における織物業の製造・販売と密接に結びついている。後代、1664年にコルベール Colbert によってつづれ織の壁掛タピスリー tapisserie の国営マニュファクチュア工場がここに建設された¹⁷⁾。

ボーヴェには Bratuspantium というケルト人の oppidum があり、すでにカエサルに知られていた。この oppidum は浸水に安全であった川の小島にあったが、防禦に不適であったために、ローマ人は他の場所に Caesaromagus という集落を建設した。276年以後、この集落はこわされカストルムにとってかわられた。このカストルムの防禦は川がその役目も果しており、二つの門をもつ強固な塔と厚い囲壁のうちに堅固に守られた都市になっていった。このころボーヴェは Bellovacus と称され、次第にキヴィタス化していった。即ち、ローマ期以来の集落と教会の拠点としての特徴を兼ね備えていった。

司教の支配についてはその初期は不明な点が多い。実在の司教 Maurinus が632年にはじめて出てくるが、すでに司教館、礼拝堂（カテドラル・サン・ピエール St. Pierre の前身）があった模様である。このボーヴェにおいてもノルマン人が侵入し、852年には占領され、861年か862年には司教が殺されている。以後囲壁の修復・補強がほどこされて、881年、923年、925年、940年のたび重なるノルマン人の襲撃もそれほど被害がなかった。

都市の支配権は、大体司教が持っていた様子で、10世紀はじめ、ボーヴェ司教は、ボーヴェ伯兼務のシャンパーニュ伯ウード2世から、その領地の一部、キヴィタス内外での諸収入を譲られた。1015年頃になると、伯からより大きな領地、収入権を獲得し、司教は伯の宗主権から脱し、国王の直屬家臣となった。いまや司教は伯を自称し、城主等を従えた。1073年にははやくも司教と城主が対立するにいたっている。

前史の最後として民衆の動向についてであるが、まず、スブウルビウムの発展について考えたい。この発展はメロヴィング期よりみられる。そのうちの一つであるキヴィタスの南々東につくられたサン・テチエンヌ修道院を核とする地区は、ガトキンドなどによれば、このスブウルビウムはとても順調に発展したので、それはガロ・ローマ期集落（キヴィタスと思われる）と匹敵するようになっていき、特に11世紀以後、多くの教会の設立、人口増加がみられるとされている。そして防禦・経済上の中心地となっていくと考えられている。¹⁸⁾ 12世紀末頃には新囲壁が建造された。その周囲にそれぞれ4個所の villa があり、

その一つにサン・カンタン教会の区域がある。

つぎに民衆の動向として注目される特に11世紀後半にみられる織物業・染物業の発達についてである。ボーヴェは当地方の織物工業の中心地となっていく。そのさい、テラン Thérain 川は水がきれいにて特に漂白に適した。1099～1113年のサン・カンタン教会に対する証書に、漂白業者 Andreas Fullonis なる人物が署名している。そして、いよいよコミュン期を迎えるのである。

(b) コミュン史

あまり生彩のない一事件が1099年でのボーヴェにおけるコミュンの存在を知らせてくれる。当時、司教座聖堂参事会 *chapitre* は、コミュン市民に対して、また同市民を支持した司教アンズル Ansel (1096～1100) に対しても紛争をおこした。その原因は、住民の架けた橋に前述したようにボーヴェでは有名であった染物業者の排出した屑物がたまったために、聖堂参事会の所有する水車が使用不可能になったことにあった。聖堂参事会はこの橋を撤去せよとの訴えをおこし、シャルトル司教イーヴ¹⁹⁾にきっぱりとした解決策を依頼した。

秀ぐれた法律家として、イーヴ・ド・シャルトルは以下のような返書(1099年)を聖堂参事会員に送ってきた。即ち「……あるいは、司教は都市の諸慣習を履行することを彼に課した拘束にはっきりと反対せよ。あるいは設立されたコミュンの不穏な誓約団体にはっきりと反対せよ。これらのすべての何ものも教会法にまさっていない。要するに、教会法と教皇たちの権威に違反してなされたかぎりでの協定や諸権利の設定や誓約でさえ、あなたたち自身が十分に知っているように、どんな価値も持たない」(*Oppositio vero……sive obligatio episcopi qua se promisit observaturum consuetudines ejusdem civitatis, (1) sive turbulenta conjuratio factae communionis, (2) nihil praejudicant legibus ecclesiasticis. Pacta enim et constitutiones vel etiam juramenta quae sunt contra leges canonicas et auctoritates sanctorum Patrum, sicut vos ipsi bene nostis, nullius sunt momenti*²⁰⁾.)

ある歴史家たちはこの書簡のうちにコミュンに対する一般的な非難をやゝ見出ししてきた²¹⁾。しかしながら、イーヴ・ド・シャルトルが目標とするのはその司教だけであり、彼のみである。イーヴはコミュンに対して一般的に反対しているのではなく、教会法と教皇たちの権威に違反しているかぎりでの協定や誓約は無効だと考えていると言ってよいであろう。

このボーヴェのコミュンの特徴としては、まず、イーヴの書簡の下線部の(2)でわかるように、1099年でのコミュンの存在を知ることである。この紛争時に成立したかは不明²²⁾であるが、それほど以前のことではなく、以前に成立したとする資料もなく、ここで焦点になっているのは確かである。このコミュンが古くからあることは、1144年のルイ7世の特許状(確認状)のうちにおいても確認される。彼は次のように宣言する。即ち、彼の父ルイ6世はその住民たち *homines Belvacenses* が長い間にわたってすでに所有していたコミュン *communiam* を譲渡し確認したが、今度は彼自身がその初期に *prius* 設立され、誓約されていたと同じ状態で、同様の諸慣習 *consuetudines* と共に、コミュンを譲渡し、確認する(*concedimus et confirmamus*²³⁾)。従って、我々が所有し利用するこの特許状の内容も又全体からみて11世紀末に遡ることが出来るといえるであろう。なお、実際に不穏 *turbulenta* であったかどうか不明であるが、イーヴ・ド・シャルトルがこのボーヴェのコミュンをそのようにみているのは確かのようなのである。ただし、前述したように、

彼はコミュニティ一般に反対しているのではないと思われる。何故なら、*Pacta enim et constitutiones vel etiam iuramenta sunt contra leges canonicas*……とは言っていない、……*iuramenta quae sunt contra leges canonicas*……と言っているからである。

つぎに、コミュニティの目的は、書簡の下線部の(1)でわかるように、司教に彼らの都市の諸慣習を履行させることである。

最後に、このコミュニティの構成員であるが、このコミュニティの確認状である1144年のルイ7世によるその第一条で、「キヴィタス囲壁の内部およびスブルビウムにいるすべての人々 *universi homines* は、いかなる人物の所有地に住んでいるにせよ、コミュニティ *communiam* を誓約する²⁴⁾」といわれている。

⑤ ノアイヨンのコミュニティ

今回の最後に、ノアイヨン²⁵⁾のコミュニティについて考えたい。

(a) 前史

ノアイヨンの起源についてはよくわかっていない。300年頃に著された Antonin の旅行記のうちに、ノアイヨン市のはじめての記述を見出す。当時、ランス Reims からアミアンの方へ向うローマの大道路にノアイヨンは位置していた。この新しい小都市は Noviomagus と称され、多分4世紀のはじめに囲壁をほどこされた。この囲壁は縦200m、横170mの長方形の区域をとりかこんでいた。我々は、Lefranc も言っているように²⁶⁾、その囲壁内に全部で4つの門があったと多分考えることができる。そして、この城砦は駐屯部隊を持っていた。

ノアイヨンは、4世紀と5世紀において、キヴィタスの首邑ではなく、それ故に司教座でもなかった。当市は、その首都がヴェルマンド、現在ではサン・カンタンであった Veromandui というシテの部分をなしていた。

伝説は次のことを認める。即ち、531年頃ヴェルマンド司教聖メダール Saint Médard はノアイヨンに彼の居住を移した。かくして、この集落はキヴィタス、即ち司教座都市の地位にたかめられた²⁷⁾。この時以来、ノアイヨンはラン、ソアソン、ランスと並ぶ重要性をもった。

ノアイヨンで、バシリカ会堂が建てられたのは多分6世紀においてである。恐らく木材で建てられ、この会堂は658年頃に聖エロア Eloi によって修理され、676年に焼けた。7世紀のはじめ以来、この会堂はカテドラルになっていた。

7世紀のはじめ、614年から627年の間に、トゥルネー Tournai の司教管区の統治は、ノアイヨン司教に委任された。司教 Acharius (640年没) は同時にノアイヨンとトゥルネーの司教であった。7世紀の中頃、聖エロア (660年12月1日没) は、ノアイヨン・トゥルネーの司教であった。彼はずうっと後にその建設者の名前をとる一修道院をノアイヨンに建てた。彼の示唆によって、聖処女 Godeberthe は、シテの中か近くに十分に重要な財産をもつ国王クロタール Clotaire 3世から多分受けとった女子大修道院をシテの近くに建てた。これらの2つの宗教的建物は、シテの囲壁の近くに位置し、聖エロア修道院はシテ囲壁の東、他方、聖 Godeberthe 大修道院は、当市の南に建てられていた。

少くとも、8世紀から、ノアイヨンは伯領の首府であった。Vita Sancti Eligii は諸伯の一人で Amalbertus という名を我々に残した。

768年9月18日に、シャルルマーニュはノアイヨンで国王として聖別された。この事実は次のことを証明する。即ち、このシテは見すてられてはいなかったし、カロリング朝の人々にとってこのシテは滞在と通交の地であった。それ故に次のことは大いにあり得るこ

とである。即ち、そこには宮廷があり、従って、Vita sanctae Godeberthe がそのことについて述べる宮廷の存在を7世紀にさかのぼらせることはあり得ることである。

貨幣鑄造所はそこに確かに9世紀末に機能していた。我々はこのシテの名をもつ Eudes の貨幣を所有している。9世紀に、ノアイオンは *comitatus Noviomensis* の首都として常に現われるが、この時期にノアイオン伯領を統治した諸伯についての情報を欠いている。

9世紀の半ば頃、このシテにとってとても災難となっていくノルマン人の侵入がはじまる。アデマール・ド・シャバンヌ Adhémar de Chabannes はノアイオンにおけるノルマン人の最初の侵入を845年に置くことによって日付の誤りを犯した。この侵入が起こったのは859年においてのみである。この年の9月か10月に、蛮人たちは夜中にこのシテを突然におそい、ここを全く荒廃させ、ここで多数を捕虜にしながらかテドラルと共に当市を焼いた。この時、司教 Immon は殺害されなかったようだが、861年にノルマン人がノアイオン地方のうちでなした新しい侵入の結果、殺された。

この襲撃の後、小康状態が続いたが、880年の初めに、スカンジナビア人は、ノアイオン地方に侵入した。859年の急襲後その囲壁を再び高くしていたシテは、彼らの出現で害をこうむったとは思われない。

890年により大規模な攻撃が生じた。10月の末に、ノルマン人はノアイオンの前に来、シテの攻略をはじめ、囲壁の前にそこで冬をすごすためのキャンプを設定した。しかし、当市はよく防禦されていたので、多数の攻撃にもかかわらず、ノルマン人は当市を占領することは出来なかった。891年の春に、この地をより長く包囲することをあきらめて、彼らはオアーズ l'Oise 河畔を去った。

925年に再び、ノルマン人は現われた。彼らは既にそのフォブール内に侵入し、その家々に火をつけることに成功していたが、その時に、キヴィタスの防禦者たちはフォブールの住民たちによって援助され、出撃し、はげしく侵入者たちを撃退してスブルビウムを解放するのに成功した。

司教の支配についてであるが、いつにノアイオン司教がイムニテートを獲得したかを正確に知ることはとても難しい。842年12月24日の特許状²⁸⁾は、司教と司教座聖堂参事会にかつてピピン短編王、シャルルマーニュとルイ敬虔王によって譲渡されたこの特権を確認する。もし842年に使われた文例が現実に一致するとすれば、イムニテートはそれ故に8世紀の終りにさかのぼらねばならないように思われる。

9世紀の間、司教の勢力はシテ内に伸ばしていたにすぎなかった。901年10月31日のシャルル単純王の特許状は次のことを示す。即ち、この時期に、司教は囲壁の外シテのフォブール内で徴収されていた通行税と同様に年市で徴収される通行税を所有していた²⁹⁾。ヨハネス14世の勅書は、囲壁の内部においてそして司教の裁判権に従うすべての場所で盗人を捕え投獄する許可を司教に確認する。この勅書は伯にあるいは他のすべての人物に同様の裁判権を行使することを禁ずる³⁰⁾。

この文書の出現によって、我々は、司教 Lindulphe がこの時期にこのシテの伯権の一部を持っていたということを断言することができる。司教は実際に伯を押しつけてその地位に取って代っていた。国王は、防禦をほどこされた塔をシテ内に維持していた。この塔は国王の城主 *châtelain* に預けられていた。城主は多分シテ内の特定の裁判権を行使していた。Lefranc は、国王の城主はもはやいかなる裁判権も行使しなかったし、彼は単なる城砦の番人としてのみシテ内に留まっていたにすぎないと思えるが、この意見が全

く正確であるとは考えられない。教会起源ではあるが一世紀以上も後の諸資料は、司教と城主との間に裁判所などの権能の紛争が生じていたことを示す。即ち、城主の出現が、もし彼が全くの権力を失ってしまっていたらなかったケースであったところのものである司教に対して真の大きい苦しみの基礎をなした。1027年に、実際に、司教はある戦略のおかげで、国王のその塔を占領し、それを破壊することに成功した³¹⁾。国王ローベール2世（996～1031）は、彼の役人のために有効に介入するための必要な力も意志も持たなかった。なるほど、追放罪が司教に宣告されたが、司教はフランドル伯 Baudouin IV の援助のおかげで、とてもはやく国王の寵愛を取り戻し、彼の暴力を許してもらうことに成功した。

それ以来、ノアイヨンでは国王の城主についてはもはや問題がない。司教は11世紀中にノアイヨン伯を自称するようになり、そのことによって国王の直臣となった。いまや、司教は vidame の称号を往々に持つが、しかし、11世紀の半ば以後常に城主 castellanus と呼ばれる彼の家臣の一人に伯権の行使を委任した。

ここまでなされた確認の結果、11世紀において、ノアイヨンでは主な三つの裁判権があった。司教のそれ、司教座聖堂参事会のそれ、そして城主のそれである。これらのほかに、同様にもう一つの裁判権、即ち聖 Jean - Baptiste の15日のそれが存在した。6月23日から7月8日まで、Varesnes の領主は彼の手中に司教の裁判権、城主のそれそしてある程度に司教座聖堂参事会のそれさえあわせ持っていた。大いに多分10世紀末にさかのぼるこの裁判権の起源が何であったかについて、Lefranc は次のように論じる。即ち、「聖 Jean - Baptiste の15日はノアイヨンでは定期市の時期であり、必然的にその年の他の日よりもより多くのあらゆる種類の違反や不和をもたらした。司教は、秩序を維持し、特に係争があらゆる地域から大勢やって来て当市内に数日しか滞在しなかった商人たちに遅滞を避けるためにより敏速に解決されねばならなかったが故に、生じた多くの係争を判決するために、近くの世俗領主の権力を必要とし得た。この場合、Varesnes の領主は、その年のすべての期間の間城主に委任されていたと同じ職務においてこの短い期間の間委任されていた。……これが、15日のこの奇異で例外的な裁判権に我々が与えることのできるもっともらしい唯一の説明である³²⁾。」

諸資料は11世紀のはじめにおけるその年市の報告に関してだまっただまっただであるが、この時期においては既にノアイヨンの年市は特定の重要性をもっていたと言えるであろう。

我々は12世紀以前のノアイヨン地方の法的状態についての良い情報を欠いているが、次のことを適切に知っている。即ち、このシテの中に十分に大多数の聖職者がいたし、時代がくだるかもしれないが諸教会と共に宗教的建造物が全都市域のほぼ半分を占めたことは後述する当市のコミュニティ運動との関係で注目される。更に、その名前が11世紀の半ば以後司教の諸法令の下部の所に規則的に示される全く小世界の騎士たち milites が司教の周辺にいた。これらの騎士のある人々はフォール内と同様にシテ自体の内に居を定めていた。

しかし、シテに住んでいた騎士でない俗人たちの境遇はどんなものであったか。我々は11世紀において司教と司教座聖堂参事会が農奴を持っていたことを知っており、彼らのある人たちは当市の囲壁の内部に住まねばならなかった。しかしながら、11世紀から、互いに十分明確に区別された社会階級がいたということも1064年5月8日～30日の司教 Baudouin の特許状の一節から知られる。その階級についての証拠のために、囲壁の根元にその一部が貧者たちや見知らぬ人々の共同の埋葬に取っておかれる墓地があったということである³³⁾。更に、それによって司教ボードリ Baudry がノアイヨンにコミュニティの

制度を通告する1108年か1109年の略述のなかで、この司教は自分が「聖職者、および騎士、およびしかもまた市民の助言 *consilio clericorum ac militum necnon et burgensium*³⁴⁾」を得たと述べる。全く12世紀のはじめに、団体に既に組織されたこれらの「市民」*bourgeois*は、11世紀にシテにまたはむしろフォブールに住んでいた人々の子孫である。宗教的建築物の増加がそれを証明するように、実際に、我々はこの時期に都市人口の十分に感知される増加、郊外区 *suburbia* のかなりの拡大を確証する。即ち、諸修道院 *Saint - Maurice, Saint - Martin, Saint - Étienne, Saint - Remi* が、11世紀に、とてもより古い *Saint - Eloi* と *Saint - Godeberthe* のそれらのそばにびっしり建設された。その上に、1064年に、司教 *Baudouin* はシテ囲壁の全く近く、スブウルビウム内に *Saint - Barthélemy* 修道院を建てた³⁵⁾。

スブウルビウムは常に明確にキヴィタスとは区別されたが、フィリップ・オーギュストの治下で、囲壁が拡張され、スブウルビウムがそこに含まれた。

12世紀から15世紀までのノアイヨンの歴史から知るところによって、それについて判断すれば、キヴィタス内において、他よりも優越する要素は常に聖職者の要素であったということは十分に考えられる。それ故にこの小さなシテは経済的に大きな重要性を決して持たなかった。大商業路からは遠くに位置し、小数の手工業者は存在したが、市民の経済的存在形態は専ら農業的であり、ノアイオン市は周辺農村の農産物の市場中心地であったと言えるであろう。

(b) コミューン史

1108年か又は1109年のノアイオン特許状(認可状)は、現存する最古のコミュニティ特許状である³⁶⁾。司教ボードリ(1098~1113)によるこの特許状の内容は前文を少し省略して次のとおりである。即ち、「現在ならびに来たるべきキリスト教徒のすべては以下のことを知ることを欲す。聖職者、および騎士、およびしかもまた市民の助言によって、余はノアイオンにコミュニティを樹立した。司教の権威において余は誓約と破門の拘束によってこれを承認し、そして余は宗主である国王ルイに彼がこれを許可し王璽によってこれを確認することを願った。余は神と余自身にかけて次のことを通告する。余によって設立され、大多数の者によって誓約され、上述の通り国王によって認可されたこのコミュニティは、何人もこれをあえて破壊したり侵害したりしてはならないこと、余はこれらの行為を司教の権威によって防止する。この法の違反者は何人であれ破門に処すべきであり、しかるに、この法を遵守する者は常に主の家にその住者たちと共に住まうであろう³⁷⁾。」(下線部は筆者)。この特許状賦与時の状況はよくわからないが、ノアイヨンの近在者でノアイオン司教と交際のあったギベール・ド・ノジャンもノアイヨンのこのコミュニティ認可についてほとんど述べていないし³⁸⁾、他の同時代の年代記作者も同様にだまっていることに注目すべきであるが、その原因・理由としてノアイオン司教座聖堂参事会長のアラス *Arras* 初代司教 *Lambert* (1093~1115) あての書簡(1098年)があげられる。この手紙はボードリをアラス司教に紹介し、彼を熱狂的に賞讃・弁護し、ボードリを前任司教の死以来全く混乱しつくした当市の唯一の希望の星と断言して、次のように言う。「貴殿の慈父の情が、前司教の安堵を奪われて、我が教会がしばしの間、数多くの破たんによって動揺させられ、数多くの迫害の嵐によって窒息させられたかを知られんことを願う。」もし、実際に1098年に当市が混乱していたとしても、そのことは1108年頃にも又そうであったと言い難いであろう。従って、このコミュニティは騒乱のうちに成立したとは考えがたく、この特許状による認可は十分に熟考された行為であり、好意の十分な結果と考えられるであろう。

最後にこのコミュニティの特徴に移ろう。上述したように、また主にこの認可状の下線部でも示されるように、このコミュニティは、司教ボードリ自体によって設立され、司教の権威によってコミュニティ破壊または侵害は防止され、違反をした場合には教会罰である破門に処される。従って、このコミュニティは一面では教会団体的性格をもっており、フェルメースによれば、一面では教区コミュニティでないかどうか検討しなければならないことになる。しかし、このコミュニティは都市域に限定されていると思う。そして、一方ではこのコミュニティはまぎれもなく都市コミュニティとしての性格もそなえていることは事実であって、1135年³⁹⁾にルイ7世が与えた確認状、およびコミュニティを許可したのはルイ6世であるとする1140年のもう一つの確認状によって認め得る。即ち、ノアイヨン市の長とコミュニティ構成員のすべて *dilectis majori et toti communitate Noviomensi amicis nostris* は成立時にルイ6世が確認したコミュニティの諸慣習 *consuetudinibus communitate* を維持している。ルイ7世はこれらを侵害しないことを約束する⁴⁰⁾。この内容は、この1108年から1109年のコミュニティが都市市民の団体であり、都市コミュニティの諸慣習をもつと考えるのが妥当であろう。そして、1222年にはコミュニティ市民は司教座聖堂参事会と対立して反乱をおこし、フィリップ・オーギュストの仲裁を要するまでにいたっている。

最後に、この1108年から1109年のコミュニティの特徴として既存権力との関係について若干ふれておきたい。もはや聖職者、騎士は助言を与えるだけで、コミュニティ維持の誓約は求められない。このような意味ではノアイヨンのコミュニティは一種の転換点をなしている。その理由としては、司教のイニシャティブのほか、はじめてカペー朝の国王がコミュニティに介入したことがあげられるであろう。これで、ノアイヨンのコミュニティ史については終わっておきたい。（（未完、（Ⅱ）のラン以後の個別都市の成立状況および（Ⅲ）の中世都市コミュニティ運動の展開は次回の下）につづく。）

注

1) 初期あるいは第一期のコミュニティ *les premières communes* といってもよい (cf. *Histoire de la France urbaine, sous la direction de G. Duby, tome 2, la ville médiévale, 1980, p. 166 et seq.*). 若干学説的に整理してみると、まず、リュシェールは、カペー朝の国王とコミュニティ運動の関係を三つの時期に区別している。即ち、ルイ6世、ルイ7世 (1180年まで) の半ば敵対期、フィリップ・オーギュスト (1180年～1223年) とルイ8世の同盟期、聖王ルイからフィリップ・ル・ベルとその三人の息までにいたる束縛と搾取の時期であり (A. Luchaire, *Les communes françaises à l'époque des Capétiens directs, 1911, p. 276*), 筆者の当面の主に取り扱う時期は、国王との関係からすればルイ7世期までである。つぎに、Ch・プティ・デュタイは、コミュニティの唯一の構成要素は住民を結合する誓約であるとし、コミュニティはその初期においては何よりも先ず和合と平和の機関であり (*institutio pacis*), フィリップ・オーギュストの統治の最初から、カペー朝とコミュニティの関係に新段階が現われる (*servitium regis*) として、1180年迄とそれ以後に一線を画している (Charles Petit - Dutailis, *Les communes françaises, caractères et évolution des origines au XVIII^e s., 1947*). 更に、A・フェルメースは、コミュニティは宣誓に加えて人民軍によって保障されさ平和の制度であったと規定し、その上で、フィリップ・オーギュストの治下で達成されたコミュニティの性格の変化に言及し、それは地方的制度であったコミュニティが国王の制度になった点にあるとする (井上泰男『西欧社会と市民の起源』1976, 176～77頁. cf. A. Vermeesch, *Essai sur les origines et la signification de la commune dans le Nord de la France (XI^e et XII^e s.), 1966*). やや最近では、

- J・F・ルマリニエが、二つの時期に区別し一つでなく二つの有効な定義を区別しなければならぬとし、一つは11世紀の終りと12世紀の大部分の間、もう一つは12世紀の終りと13世紀の間としている。そして、これらの諸期間の第一期としては、コミューンを特徴づけるものは、市民の誓約であるとし、12世紀の終りと13世紀においては、プティ・デュタイイがコミューンを定義したおよそ特許状の観念であるとし、デュタイイによれば、その後それを特徴づけるものは市民の誓約というよりも特許状であるとしている（J. F. Lemarignier, *La France médiévale, institutions et société*, 1970, p. 185, p. 187）。なお、E. M. Hallam, *Capetian France 987~1328*, 1980, p. 140も参照した。
- 2) Vermeesch, op. cit., p. 123. なお、もはや成立期ではないが、1189年のソアソンでも同様である（E. Ennen, *Die europäische Stadt des Mittelalters*, 1979, S. 127. 同上、佐々木克巳訳『ヨーロッパの中世都市』, 1987, 147頁.）。
- 3) Luchaire, op. cit., p. 52.
- 4) 時代はかなりくだるようであるが、リュシェールは、「コミューン団体に入ることは必ずしも容易ではなかったが、それから出ることも人が望んだ程容易ではなかった。」とも述べている。Ibid., p. 55.
- 5) 井上, 前掲書, 194頁.
- 6) コミューン史のまとまった研究としては一番新しいフェルメース説にどうしても引っぱられたが、筆者はフェルメース説にかなりの差異をいだいていることを述べておきたい。
- 7) Luchaire, op. cit., p. 47.
- 8) やや脈絡が異なるかもしれないが、斎藤綱子は、1966年の「11世紀から14世紀における都市と農村の自由」をテーマとした Spa の学会での昌頭報告のフェルコートランの意見を援用して、libertas の語は……「特権」と置き換えられるものであること、これを享受したコミューンの語も「反乱」・「宣誓共同体」（傍点は筆者）という意味よりも単に「恣意からの解放」と理解されると述べている（同上「12・13世紀エノー伯領における都市と農村——慣習法文書と「自由と自治」——」森本芳樹編著『西欧中世における都市＝農村関係の研究』所収, 1988, 208頁.）。
- 9) 拙稿「中世都市ル・マンのコミューン運動」、奈良大学紀要, 第12号, 1983. 同上「中世都市カンブレー前史の一考察」、奈良大学紀要, 第4号, 1975. コミューン期のカンブレーについては、拙稿「形成期フランス・コミューン都市の軍事的特質について——フランス封建王政との関係をめぐって——」、奈良大学紀要, 第2号, 1973. サン・カンタンについては、拙稿「都市コミューンの発展——サン・カンタンのコミューン証書の分析を通じて——」、奈良大学紀要, 第6号, 1977. 次回に取り扱う予定のランについても拙訳（ギベール・ド・ノジャンの史料紹介）がある。拙訳「ノジャンのギベールの回想録（一）——中世都市ランのコミューン運動——」、奈良史学, 第3号, 1985および同上訳「ノジャンのギベールの回想録（二）——中世都市ランのコミューン運動——」、奈良史学, 第4号, 1986.
- 10) これについては、F. Dornic (éd.), *Histoire Du Mans et du pays manceau*, 1975. 瀬原義生「ヨーロッパ中世都市の起源（二）——西フランス・南フランス、ブルゴーニュ地方——」、立命館文学, 第321号, 1972をそれぞれ参照されたい。
- 11) Vermeesch, op. cit., p. 87.
- 12) この点については、上記注9)の拙稿のほか、F. Vercauteren, *Etude sur les civitates de la Belgique Seconde*, 1974版, pp. 205~232. 瀬原義生「ヨーロッパ中世都市の起源（四ノ上）——ベルギー——」、立命館文学, 第367・368号, 1976を各々参照されたい。
- 13) *Gesta episcoporum Cameracensium, Continuatio, Gesta Gerardi II. episcopi*, MGH

- SS. VII, S. 498.
- 14) H・プラーニッツ, 鱒田豊之訳『中世都市成立論——商人ギルドと都市宣誓共同体——』, 1959, 63頁, 注(13)。
- 15) *Gesta episcoporum Cameracensium, Continuatio, Gesta Gerardi II. episcopi*, MGH SS. VII, S. 498.
- 16) ボーヴェのコミュニティ前史については, Vercauteren, op. cit., pp. 264—287, E. A. Gutkind, *Urban development in Western Europe*, vol. V, : France and Belgium, 1970, pp. 153—154, 瀬原義生「ヨーロッパ中世都市の起源(三)——北東フランス——」, 立命館文学, 第334・335号, 1973, 58—60頁を, またコミュニティ期を中心としたボーヴェについては, L. H. Labande, *Histoire de Beauvais et de ses institutions Communales jusqu'au commencement du XV^e s.*, Mégarisotis Reprints, 1978 (これは部分的にしか利用できなかった), Vermeesch, op. cit., pp. 103—105をそれぞれ主として参照されたい。
- 17) 現在でも, 同工場北側にタピスリー通りという名称がのこされている。
- 18) 筆者は二度ボーヴェを調査する機会を持ったが, 現在の当市でみるかぎり, サン・テチエンヌ修道院周囲の地区はあまり繁栄していないとの印象をもった。多くの教会が11世紀以後設立されるのであるが, スプウルピウムの3教会を除いてそのうちで設立の年代が実際に判明している教会は, 当時すべてガロ・ローマ期の囲壁があったところ(キヴィタスと同一と思われる)内に建設されたと推測される。即ち, カテドラルの近辺, 南東に建てられ, 1037年作成の文書に現われる miles の Heilo によって建立された Saint - Barthélemy (現在でも遺蹟の一部が残っている), 1078年の記録に再建されたとして出てくる Saint - Nicolas, 11世紀中に設立された Saint - Michel (17世紀末の絵図でみるかぎり, 飾り気のない質実剛健な民衆教会であるといった様子を示している)の諸教会である。cf. Vercauteren, op. cit., p 288 の地図。なお, ローマ帝政末期の囲壁の大きさ(面積)は Autun, Dijon, Tours, Rennes, Bayonne, Toul とならんでボーヴェでは約10ヘクタールであったと言われる(P. Lavedan et J.Hugueney, *L'urbanisme au Moyen Age*, 1974, p. 14.)。
- 19) イーヴ・ド・シャルトル(1040—1116)は, ベック大修道院 abbaye du Bec でランフランク Lanfranc の弟子であったが, シャルトル司教に任じられる(1090年)以前に, ボーヴェのサン・カンタン教会正規参事会員の長となった(1075年)。……彼は教会法学者 canoniste として有名である, …… (Vermeesch, op. cit., p. 103, no. 264.)
- 20) Yves de Chartres, *Correspondance, Epistola LXXVII*, éd. Patrologia Latina, t. CLXII, col. 98—99. cf. *Histoire de la France urbaine*, sous la direction de G. Duby, tome 2, *La ville médiévale*, 1980, p. 174.
- 21) Luchaire, op. cit., p. 239. H・ピレンヌ, 佐々木克巳訳『中世都市——社会経済史的試論——』, 1970, 152頁。プラーニッツ, 前掲訳書, 63頁。
- 22) Reynolds は, ボーヴェのコミュニティの成立を1099年頃としている(S. Reynolds, *Kingdoms and Communities in Western Europe, 900—1300*, 1984, p. 176.)。
- 23) Labande, op. cit., pièces justificatives, VIII, p. 267.
- 24) Ibid., p. 267, 1°.
- 25) ノアイヨンのコミュニティ前史については, Vercauteren, op. cit., pp. 165—180, Gutkind, op.cit., pp. 151—152を, またコミュニティ期を中心としたノアイヨンについては, A. Lefranc, *Histoire de la ville de Noyon et de ses institutions jusqu'a la fin du XIII^e s.*, 1887, Vermeesch, op. cit., pp. 105—108をそれぞれ主として参照されたい。

- 26) Lefranc, op. cit., p. 5.
- 27) ノアイヨンは、7世紀のはじめにのみ司教座都市になったという説もある。cf. Vercauteren, op. cit., p. 167.
- 28) Lefranc, op. cit., pièces justificatives, n^o. 1, pp. 177-178.
- 29) Ibid., pp. 178-180.
- 30) Ibid., p. 180.
- 31) リュシェールは、市民たちが彼らを抑圧していた国王系の城主を1027年に追い出すために司教と結んでいと述べる (Luchoire, op. cit., pp. 36-37.).
- 32) Lefranc, op. cit., pp. 125-126.
- 33) Ibid., p. 182.
- 34) Ibid., p. 185.
- 35) Ibid., p. 182.
- 36) この特許状は場所も日付もない。瀬原義生は一応1108年としている (同上「ヨーロッパ中世都市の起源 (三) — 北東フランス —」, 立命館文学, 第334・335号, 1973, 70-71頁) が, 同氏と同様に1108年としている Hallam, op. cit., p. 141のほかは, 1108年頃か, 1108年又は1109年とする論者が圧倒的に多い。Luchoire, op. cit., p. 236, Ch. Petit - Dutailis, op. cit., p. 81, Lefranc, op. cit., p. 184. J. F. Benton, *Self and society in Medieval France, the memoirs of Abbot Guibert of Nogent*, 1970, p.168, n^o. 5, Duby (ed.), op. cit., p. 166, Vermeesch, op. cit., p. 107, n^o. 273, Reynolds, op. cit., p. 176を参照。
- 37) Lefranc, op. cit., p. 185. «……Sciunt igitur omnes Christiani presentes et futuri, communionem in Noviommo constitutam, consilio clericorum ac militum necnon et burgensium, me fecisse, et sacramento, pontificali auctoritate, atque anathematis vinculo confirmasse, et a domno Ludovico rege, ut ipsam concederet et regali signo corroboraret, impetrasse. Quam per me factam et a multis juratam et, ut predictum est, a rege concessam, ne aliquis destruere vel corrumpere presumat, ex Dei et mea parte commoneo; et pontificali auctoritate prohibeo. Quicumque transgressor legis eam violaverit, excommunicationi subiaceat; qui autem bene servaverit, cum habitantibus in domo Domini sine fine maneat. »
- 38) ギベールは1104年以来ノジャン修道院長であったが、彼は1111年頃にすでに成立していたランのコミュニオンについて、金銭で買収されたラン司教ゴードリがランのコミュニオンをノアイヨン市 Noviomagensem urbem とサン・カンタン市の特許状にならってみとめたと書いているだけである (Benton, op. cit., p. 168. Guibert de Nogent, *De vita sua*, ed. G. Bourgin, 1907, p. 158.).
- 39) この確認状の日付は1135年9月23日とする Lefranc 説 (彼自体はこの日付を疑問視し, 1137年9月23日も考えているようである) を援用したフェルメースによる。ルイ7世は1121年頃生まれであるが、国王になったのは1137年と考えられ、もしフェルメースの言うようにこの確認状が1135年とすれば、国王としてこの確認状を出したかどうかは筆者には不明である (cf. Vermeesch, op. cit., p. 108, n^o. 275. Lefranc, op. cit., p. 58 et p. 189.).
- 40) Lefranc, op. cit., pp. 57-58 et p. 189.

Sommaire

Cet article concerne du mouvement communal dans les villes du Moyen Âge surtout en France du Nord à l'époque de la naissance (1070—1180).

D'abord l'auteur voit quelques caractéristiques au cours de la naissance des communes, tout en tirant les problèmes. Ensuite il observe les situations de la naissance dans les communes individuellement par ordre chronologique. Les cinq cas, Le Mans, Cambrai, Saint-Quentin, Beauvais, Noyon, sont examinés ici.

Dans la part (2) de cet article l'examen d'autre trois communes, Laon, Amiens, Valenciennes, sera continué. Alors le développement du mouvement communal et sa relation avec les pouvoirs déjà existants, l'Église, les féodaux laïques, le roi, seront considérés.